

## 令和2年度第5回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月5日(水) 午後1時30分から午後2時16分
2. 開催場所 三次まちづくりセンター ペペらホール
3. 出席委員(18人)

1番	有重 貢	2番	池本 秀雄	3番	上田 憲昭	4番	大前 万寿美
5番	加藤 好隆	6番	河本 研二	7番	木原 孝行	8番	寺重 茂晴
10番	橋本 洋資	11番	林 敏明	12番	平尾 敏之	13番	廣瀬 勝秀
15番	松山 和登	16番	箕田 英紀	17番	向井 泰治	18番	横田 和彦
19番	吉森 法和						
4. 欠席委員(1人)

9番	橋本 正二	14番	福田 博之
----	-------	-----	-------
5. 議事日程
  - 報告第14号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
  - 報告第15号 農地法第18条(通知)
  - 報告第16号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
  - 報告第17号 非農地証明願承認
  - 報告第18号 農地転用(農業用施設)届出
  - 議案第22号 農地法第3条
  - 議案第23号 農地法第4条第1項
  - 議案第24号 農地法第5条第1項
  - 議案第25号 農地転用事業計画変更
  - 議案第26号 農用地利用集積計画
  - 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
6. 農業委員会事務局職員
  - 中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要
  - 局長 只今から、令和2年度第5回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)
  - 局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願ひします。
  - 議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は16人です。大前委員は少し遅れられます。よって、総会は成立いたします。

また、橋本正二委員及び福田委員から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、林委員、平尾委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度第5回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第14号から報告第18号までの5件です。

議案が、議案第22号から議案第27号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第14号から報告第18号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第14号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について3件ご報告いたします。

内容は、7月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告第15号「農地法第18条（通知）」について1件ご報告いたします。

内容は、7月10日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告第16号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について7件ご報告いたします。

内容は、7月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告17号「非農地証明願承認」について2件ご報告いたします。

申請番号9 非農地となった理由は、50年以上前に植林、山林化し現在に至っています。

申請番号10 非農地となった理由は、平成9年に車庫兼物置を建築、宅地化し現在に至っています。

報告第18号「農地転用（農業用施設）届出」について1件ご報告いたします。

申請番号4 届出人が、●●●●さん、内容は、農機具倉庫の建築です。

報告については以上です。

議長 報告第14号から報告第18号を報告いたしました。

報告5件について、質問があればどうぞ。

（質問なし）

議長 議案第22号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 10 件、ご説明申し上げます。

申請番号 19 申請番号 19 は、申請を取り下げられました。

議長 次に申請番号 20 の説明を求めます。

局長 申請番号 20 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 6,975 m<sup>2</sup>です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請者は夫婦で、2 人で申請地を耕作しており、今回、所有権を贈与するものです。今後も耕作される見込みで問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 20 を決します。

次に申請番号 21 の説明を求めます。

局長 申請番号 21 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 3,608 m<sup>2</sup>です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 14 番福田委員から、意見を預かっていますので読み上げます。

譲受人は、農事組合法人辻塚の構成員及び役員です。譲渡人が呉市に住まわれており、今後も耕作が出来ないため、譲渡するものです。この案件は、同一の農地所有適格法人の構成員間の所有権移転で、引き続き同一法人と利用権設定がされることにより、例外的に認められているものです。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 21 を決します。

次に申請番号 22 の説明を求めます。

局長 申請番号 22 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 1,441 m<sup>2</sup>です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請地は譲受人が、隣接農地を従前から借り受けて耕作していたもので、今後も耕作されることが見込まれます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 22 を決めます。  
次に申請番号 23 の説明を求めます。

局 長 申請番号 23 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 8,025 m<sup>2</sup>です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は住居の隣接地で利便性のよい農地を譲り受けたいと希望され、譲渡人は高齢となり耕作が困難になりつつあり、譲渡を希望されており、話がまとまりました。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 23 を決めます。  
次に申請番号 24 の説明を求めます。

局 長 申請番号 24 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 2,584 m<sup>2</sup>です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲受人は自宅近郊に自家用菜園が少なく、譲渡人から申請地を借り受けて耕作されていましたが、今後も継続的に耕作するために譲渡を申し入れ、本申請を行われています。譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有状況、農作業に従事する日数、経営農地効率利用も見込まれ問題ありません。審議のほどよろしくありません。審議のほどよろしくありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 24 を決めます。  
次に申請番号 25 の説明を求めます。

局 長 申請番号 25 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 8,189 m<sup>2</sup>です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 9 番 橋本正二委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。  
譲受人は 20 年以上申請地を耕作されています。申請地を取得することにより周辺農地の農業上の利用に支障を生ずる恐れはありません。他に問題もありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 25 を決めます。  
申請番号 26 と申請番号 27 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひます。事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号 26 と申請番号 27 の譲受人が、株式会社 ●●●●で、養蜂業を営む農地所有適格法人です。  
本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は兄弟で、長年地元から離れられており、遠方に住まわれており、譲渡を希望されていました。譲受人は申請地を採蜜場として利用されます。効率利用が見込まれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 26 と 27 を決めます。  
次に申請番号 28 の説明を求めます。

局 長 申請番号 28 申請地が、譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 5,183 m<sup>2</sup>です。  
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人は両親の死後、耕作する人もおらず長く有効利用されていませんでした。この度譲受人が耕作することになり申請となりました。譲受人は後継者もおり今後も継続的に利用されます。また、雨水を含め隣地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 28 を決めます。

議案第 22 号「農地法第 3 条」については、申請番号 20 から申請番号 28 までを異議なしと決めます。

議案第 23 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から、順次説明を求めます。

局 長 議案第 23 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件、ご説明申し上げます。

申請番号 14 申請人が、●●●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 申請者の今の墓地は遠方であり管理が出来なくなっていました。家の近くで移設の土地を探されましたが、他に適地がなく、家の裏にある農地の一部を申請地に選定されました。隣家への説明もされており問題ないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 14 を決めます。

次に申請番号 15 の説明を求めます。

局 長 申請番号 15 申請人が、●●●●さん、申請内容は、駐車場、礼拝施設、資材置場及び植栽地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 申請地の 1 つは 30 年以上前に、国道整備のための残土処理が行われ、すでに資材等が置かれており、今後も資材置場として利用されます。2 つ目は、昭和 40 年代の国道工事の際に巨岩が出現し、現在地に移設され礼拝施設として活用されており、また、宅地と接続しているため駐車場としても利用されています。3 つ目は、子どもさんが小さいころ、クリスマスツリーとして植樹され、巨木となっているもので、周辺の低

木と併せて庭として利用されています。4つ目は、耕作放棄地となっていますが、今後サツキ等を植えられて景観整備をされます。いずれの農地も農地への復元は難しい状態です。このことについて、始末書が提出されています。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 15 を決めます。

議案第 23 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 14 及び申請番号 15 を異議なしと決めます。

議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 3 件、ご説明申し上げます。

申請番号 11 借主が、●●●● 株式会社、内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は譲渡人が管理されていますが、高齢で体力的に難しくなっていました。今回、太陽光発電設備の設置で合意され申請となりました。近隣農地への悪影響はありません。近隣への同意も得られており問題ないものと思います。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 11 を決めます。

次に申請番号 13 の説明を求めます。

局長 申請番号 13 借主が、●●●● 株式会社、内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は譲渡人が管理されていますが、高齢で体力的に難しくなっていました。今回、太陽光発電設備の設置で合意され申請となりました。近隣農地への悪影響はありません。近隣への同意も得られており問題ないものと思います。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 13 を決めます。

申請番号 24 と議案第 25 号「農地転用事業計画変更」申請番号 1 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号 24 と議案第 25 号「農地転用事業計画変更」申請番号 1 は、農村公園用地として令和 2 年 1 月 17 日付で農地転用を許可した事案に係るものです。

その内容は、転用事業者である三次市が、新たに事業用地を追加し、事業計画を変更しようとするもので、申請番号 24 は、その新たな事業用地に関する申請です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 周辺農地へ影響を与えることもなく、周辺の同意も得られており、問題ないものと思われます。事業計画変更についても問題ありません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 24 及び議案第 25 号「農地転用事業計画変更」申請番号 1 を決めます。

議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項」申請番号 11、申請番号 13、申請番号 24 及び議案第 25 号「農地転用事業計画変更」申請番号 1 を異議なしと決めます。

議案第 26 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 26 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

59 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、10 件で 57,590 m<sup>2</sup>、農地中間管理権の取得を伴う賃借権設定が、68 件で 223,615 m<sup>2</sup>、合計が、78 件で 281,205 m<sup>2</sup>です。

各申請については、議案書をご一読ください。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 26 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。



(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局長 次回の総会は、9月7日(月)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室と602会議室をつなげ、会場を広げて開催する予定です。

なお、本日の総会終了後、引き続き意見書委員会及び広報委員会を開催しますので、よろしく申し上げます。

以上で令和2年度第5回農業委員会総会を終了します。